

随 意 契 約 理 由 書

- 1 契約の名称 令和6年度AIチャットボットサービス「OfficeBot」賃貸借契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 ネオス株式会社
東京都千代田区神田須田町1-23-1住友不動産神田ビル2号館10階
- 4 見積金額 825,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和6年10月11日(金) ~ 令和7年3月31日(月)
(履行期間)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本契約は、北海道後期高齢者医療広域連合が市区町村向け専用のホームページ上で公開している膨大なマニュアル等の検索を主として、AIチャットボットサービス「OfficeBot」を活用した、市町村向け回答ツールの構築・及び運用により、事務効率化を図るものである。

業務に必要な要件として、以下の要件を満たし、

- ・事前学習不要で、頻回な制度改正に迅速に対応できること
- ・投稿するファイルの加除が簡易的かつ迅速に行えること
- ・会話ログが出力できること
- ・出典表示を有し、かつ該当箇所がマーキングされ、ユーザーが誤った事務をしないための仕組みがあること
- ・構成市町村が業務で使用する暗号化された広域連合の公式ホームページ上に設置できること
- ・Azure OpenAI Serviceなどを用いた高いセキュリティを保持していること
- ・迅速な回答が必須であり、AI言語モデルのGPT-4o以上が搭載されていること

かつ、実際に使用した結果、当事務局のマニュアル等との親和性が高く、その回答の精度が9割5分以上であったこと、また、インシャルコスト(初期費用)がかからず、複数の官公庁との契約実績がある商品は本商品のみであり、その商品提供者はネオス株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約とし、本事業者と契約締結するもの。